

資料3 - 5 総務省説明資料

「指定統計調査調査票の統計目的外使用の承認申請に関する事務処理要領」の概要
(昭和40年2月26日行政管理庁長官決定。最終改正平成17年3月29日)

1 目的

「統計行政の新たな展開方向」において「現行の運用の明確化を中心とする要領の改訂を行う」とされたことを受け、統計法第15条第2項に基づく指定統計調査の調査票の統計上の目的外使用の承認申請に係るこれまでの事務処理要領の構成等を全面的に見直し、事務処理の明確化、能率化及び統一化を図ることを目的にこれを改正(平成16年6月22日改正。その後、行政事件訴訟法の一部改正に合わせ、要領の一部を平成17年3月29日に改正。)

2 概要(改正の主なポイント)

(1) 基本的用語を定義

「調査票」: 個々の調査対象ごとにその申告内容が判別できるような形で統計の申告が記載された統計調査関係文書(電磁的記録を含む。中間集計表等も該当することがある。)

「統計上の目的」: 統計法第7条第1項又は第2項に基づいて総務大臣の承認を受けた当該指定統計調査の調査要綱に規定されている範囲の指定統計等を作成すること。

(2) 申請手続及び承認基準を明確化

ア) 個別的承認の申請の場合、包括的承認の申請の場合それぞれについて、「調査票の使用目的」「調査票の使用者の範囲」等申請書に記載すべき事項、申請書に添付する書類、申請書の提出先・提出方法(オンライン申請を含む。)を明確化。

「包括的承認」: 行政機関又は地方公共団体等の職員により、同一の目的により反復して調査票を使用することが見込まれる場合に、あらかじめ調査実施者又は事業・企業データベースの管理者が総務大臣の包括的な使用承認を得ること。

イ) 承認の基準

・基本的基準を明確化。

基本的基準: 調査票の使用が申告者の秘密保護に欠けることがなく、かつその使用が公益性の高いものであると認められること。

・「調査票の使用目的」等個別の申請書記載事項ごとに承認の基準を具体的に記述。

ウ) 公務員等以外の者が使用する場合の申請手続及び承認基準を明確化。

申請手続

- ・公務員等以外の者が使用する場合、厳密に秘密を守る旨を記載した誓約書を添付すること。
- ・公務員等以外の者に目的外使用に係る業務を委託等する場合、委託業務契約書の写し、秘密保護に係る覚書等を添付すること。

(「公務員等」の「等」には、特定独立行政法人・特定地方独立行政法人の役職員、法令の規定により公務に従事するとされている者が含まれる。)

承認基準(公益性の観点から次のいずれかの場合であること)

- ・行政機関又はそれに準ずる機関との共同で行う研究等の一環として使用するものであること。
- ・行政機関等から委託又は補助を受けて行う研究等の一環として使用するものであること。
- ・行政機関等による当該使用が公益性を有する旨の文書が添付されていること

(3) 転写書類の使用後の措置を明確化

申請者は、使用期間終了後、転写書類の廃棄等を行い、その旨総務大臣に報告すべきことを明記。

統計法（抄）

（昭和二十二年法律第十八号）

（秘密の保護）

第十四条 指定統計調査、第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査（以下「届出統計調査」という。）及び統計報告調整法 の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集（以下「報告徴集」という。）の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

第十五条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。

第十五条の二 何人も、届出統計調査（地方公共団体が行うものを除く。次条において同じ。）によつて集められた調査票及び報告徴集によつて得られた統計報告（統計報告調整法第四条第二項 に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）を、統計上の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。

（調査票等の管理）

第十五条の三 指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集の実施者は、統計調査によつて集められた調査票、報告徴集によつて得られた統計報告その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

統計審議会

「法施行型審議会」として位置付け
総務大臣の諮問に応じ、関係政令に定められた付議事項について調査審議
委員は11人（学識経験を有する者）
各統計分野に関する7の部会を設置

1 統計審議会委員名簿（平成17年4月15日現在）

氏名	現職
美添泰人	青山学院大学経済学部教授
廣松毅	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
篠塚英子	お茶の水女子大学文教育学部教授
舟岡史雄	信州大学経済学部教授
飯島英胤	東レ(株)特別顧問
須田美矢子	日本銀行政策委員会審議委員
後藤晃	東京大学先端科学技術研究センター教授
清水雅彦	慶應義塾大学経済学部教授
新村保子	評論家
引頭麻実	大和証券S M B C (株)事業調査部部長 シニアコーポレートアナリスト
椿広計	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

（注） は会長、 は会長代理

2 統計審議会部会一覧

- 1 人口・労働統計部会
- 2 農林水産統計部会
- 3 鉱工業・建設統計部会
- 4 運輸・流通統計部会
- 5 企業統計部会
- 6 国民生活・社会統計部会
- 7 産業分類部会